徳島県保健福祉部長寿いきがい課長

介護保険施設等における災害時の避難について

日頃は、本県の高齢者福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて,介護保険施設等における災害に備えた避難対策等については,下記のとおり再確認・徹底をお願いしているところですが,別紙のとおり,厚生労働省より,防災情報の伝え方等の周知等についても再徹底していただくよう通知がありました。

つきましては、下記の内容及び別紙を御確認いただき、貴事業所において、再確認・ 徹底をお願いいたします。

記

- 1 洪水・土砂災害等の危険区域内において、<u>避難確保計画</u>を策定していない施設等 速やかに同計画を策定し、管轄の市町村に報告を行ってください。
- 2 避難確保計画策定済の施設・危険区域外の施設等について

改めて、計画(区域外施設については消防計画・非常災害対策計画)の施設内での 周知徹底をお願いします。また、再確認・検討いただく防災対策の例としては、次の ようなことなどが考えられます。

〇今回の熊本豪雨等での被害を踏まえ、より<u>実践的</u>な訓練への見直し・実施

(特に夜間等の職員数が少ない場合の対応について徹底)

- ・職員の応援体制に加え、近隣の方々や消防団等との協力・連絡体制の整備
- ・入所者等の避難誘導のしやすさを再確認し,優先順位等を検討
- ・夜間になる前の大雨・台風時の事前避難の検討・シミュレート (エレベーター等の活用,夜間にすごせる一時避難場所の確保)
- ○災害備蓄等の再確認
  - ・備蓄食の確保(3日以上の備蓄,水害等に備えた保管場所)
  - ・施設に医療的配慮(人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等)が必要な入所者等が 想定される場合,停電時の備え(非常用自家発電機等整備)が出来ているか。
- (参考)避難確保計画について(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/common/001189358.pdf